

部落差別の撤廃と条例制定の必要性

—「条例」反対論への反論—

北口末広

近年、部落問題にかかわる法制度の必要性の存否について、活発な論議が展開されている。部落差別の撤廃にとって極めて重要な論点であるので、法制度の必要性という立場で論じることとする。ここでは、反対の立場、論理がまとまった形で出されている「大阪府泉佐野市における『部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例』案に反対する。」意見書（自由法曹団大阪支部、以下「意見書」という）などの内容を中心にその誤りを明確にする。

まず第一に反対論の大きな誤りは、部落差別の現状認識である。「意見書」は、「部落差別の実態を超歴史的に固定的なもの、あるいは拡大再生産されているものとしてとらえたり、また部落差別の根深さのみを一面的に強調することは正しくない」と述べて、あたかも条例賛成論者が「部落差別の実態を超歴史的に固定的なものとしてとらえ」「根深さのみを一面的に強調している」かのように描いている。

いったい賛成論者がいつ「超歴史的に固定的なもの」ととらえたであろうか。みずから勝手に「見解」をねじまげ、非難するというのは、許されることではない。部落差別が歴史的に変化していくことは、部落解放を進めるために有

効に活用してきた「同対審答申」においても、「同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的發展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。／＼したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない」と明記されている。また「部落差別の根深さのみを一面的に強調」といつているが、これも大きな誤りである。逆に「意見書」のほうが、「条例」制定を妨害するという目的のために、「部落差別の減少を一面的に強調」していることに気づいていないのだろうか。

差別は自然になくならない

その問題ともかわって、「意見書」では、「部落差別は基本的に解消の方向にすすんでいる」と述べたうえで、「部落差別の特徴的な形態である環境の劣悪性についても、各種同和事業の遂行によって改善を見つつあり、また職業の自由、居住移転の自由、結婚の自由などの否定という事態も大きく減少するなど、身分的障壁を取り除き、社会的な交流を拡大する方向へと進んでおり、こうした変化は、部落解放の客観的条件が大きく成熟してきていることを意味している」としている。

ここでまず明確にしておかなければならないのは、「部落差別は基本的に解消の方向にすすんでいる」という点である。この一文だけをとらえるなら誤りではない。なぜなら、既存のあらゆる差別は、多少の進展状況にちがいはあっても、長期的に見れば基本的に撤廃の方向にあることは、人類の歴史が人権拡大の歴史であることから当然であ

る。しかし、そのことは、まもなく「解消」するということと同じでないし、放置していても自然になくなるということと同一ではない。ましてや差別撤廃のための法制度が必要でないということもちがう。しかし「意見書」の「基本的に解消の方向にすすんでいる」という表現は、言外に、だから差別撤廃のための法制度、つまり「条例」はいらぬということを含んでいる。そのような意味で「基本的に解消の方向」というのは正しくない。

多様化した現実を見していない

さらに、部落差別の実態把握において「改善された点」も正確に把握する必要があるが、その面だけを強調することは、「意見書」がいうように「一面的」になり、部落差別の現実を正確に把握することにはならない。「改善された点」と「残されている点」の両面をみなければならぬ。それも、差別事件や差別意識・実態を重層的に把握しなければ正確にとらえることはできない。

そこで、「格差の『多様性』を重視する視点」でみた場合、今日の部落と部落外の実態の格差は、どこをみても大きな格差が存在した以前と比べ、年齢別、階層別、性別、分野別、そして地域別などによって違いがみられ、「多様化」してきていることが理解できる。つまり、「意見書」が指摘する改善面と旧態依然とした状況の一面だけを見て、両面をみないというのは、結果的に部落差別の現実把握を誤ったものにしてしまう。そのことは、今日の部落の「多様化」現象をふまえるならばなおさらである。

たとえば、第一に年齢別の学齢構造の大きな変化である。とくに三十歳代を境にその変化は大きく、高校卒を主と

して、高学歴化してきているが、もっとも多様化している二十歳代の学歴構造をみても、大学・短大の割合は一割強で部落外の半分以下であり、他方で、義務教育卒の割合は二割強で部落外の三倍近くあるという問題も存在している。そして、これらのことが学歴社会とからみあって、大阪府（一九九〇年）でいえば、三十人未満の小零細企業に約四割の人が勤め、逆に、千人以上の民間企業には、大阪府平均（一九八七年）より一一ポイントも低いわずか六・四パーセントの人しか就労していない。また、三百人以上の民間企業に勤務している人は一一・〇パーセントで、大阪府平均の二八・三パーセントの約三分の一になっているのである。

第二に、こうした変化のなかで、所得階層の分化も生まれてきている。たとえば、一方では世帯年収が「五百万円以上」という一般の平均年収以上の所得層が一〜二割あり、経済面で一程安定した層が生まれてきている反面、「百万円未満」という低所得層も一〜二割あり、生活保護世帯、高齢者世帯、母子世帯などの生活困窮世帯が集中し、そしてその中間の層も存在している。

第三に、分野別にみたとき、とくに教育面での深刻な実態があげられている。たとえば、平均の約二分の一という今日の大学進学率や、先に示した二十歳代の学歴構造における部落外との格差をみたとき、他の分野に比べて著しいものがある。

さらに、こうしたことが一つの大きな要因となって、就労や「文化的水準」といった面でも、量的にはとらえにくいだが、大きな問題が存在している。今日のように知的能力や技術が重視される社会にあって、教育分野での低位性の克服は差別撤廃にとって死活的に重要な問題であるにもかかわらず、その格差が縮まる気配を見せないのはきわめて重大なことであり、そのことが経済的格差を再生産する重要な要因になっているのである。「意見書」において「職

業の自由の否定という事態も大きく減少」していると述べられている。たしかに部落出身であるという理由、つまり属性の原理によって排除されることは、「部落地名総鑑」差別事件をはじめとする就職差別事件に対する私たちの取り組みによって減少したといえるが、先に述べたように、教育水準の低位性によって、現代社会においては合法的に実質上排除されることになっている面があることを直視していく必要がある。

「居住移転の自由」は保障されているか

また、「意見書」で「居住移転の自由、結婚の自由などの否定という事態も大きく減少するなど」と述べたうえで、「こうした変化は、部落解放の客観的条件が大きく成熟してきていることを意味している」としているが、これも一面的にすぎる。

なぜなら、現行憲法においてこれらの自由は当然保障されたものであり、否定されるのがおかしなことであるが、「居住移転の自由」というのは、居住場所を自由に決定できるということだけでなく、どこに居住しても、部落出身であるということも隠さなくても安心して居住できるということだけではない。部落外に居住する部落出身者が、自らの出身を近所での世間話や地域での会合で何のためらいもなく話すことができなければならない。たしかに、部落外に居住する部落出身者がどのような状況になるのかという統計上の数字はないが、現に部落に居住している部落出身者の親族が部落外に居住しているというケースの場合、部落内居住の出身者から部落外居住の出身者の情報が伝わってくる。これによれば、「居住移転の自由」が完全に保障されている状態からほど遠い現状だといわざるをえ

ない。そのことは、自身が部落出身者であることを告白し、自らの差別的状況を訴えてくる匿名の手紙からも推察することができるし、不動産業界における差別事件からも明白である。

さらに深刻な結婚問題

さらに、結婚における差別はなお深刻である。たしかに、部落外の人との結婚は年々増えており、一九九〇年の大阪府での調査では、夫婦とも部落の生まれが三二・一パーセント、一方が部落外の生まれが三七・二パーセントとなっている。しかし、部落外の人と結婚した人のうち、千九百八十八組（二七・八パーセント）の人が結婚差別を受けたとしており、結婚式への出席の拒否（八百三十組）、結婚直後のつきあいの拒否（千十二組）、今でもつきあいを拒否されている（六百四十一組）など、先の数字が、単純に結婚差別の解消を示しているのではないことがわかる。むしろ、部落外の人との結婚の増加は、私たちが中心となって展開してきた部落解放運動や、そのなかで一九八五年三月に制定することができた「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の存在による。

同時に、一九九〇年の調査は、現に結婚している人を対象に被差別体験を集約したものであり、差別の結果、破談になったケースや、結婚の条件として部落外の居住を余儀なくされたケースなどが把握されていない。実際の結婚差別の実態はさらに深刻であり、部落出身者不在の部落差別にもとづく結婚差別事件も発生していることをふまえるならば、差別意識の根深さは今なお続いているといわざるをえない。

これらを裏づける結果が、一九九〇年に実施された「大阪府民の人権問題に関する意識調査」において明らかになっ

ている。結婚相手の身元調査を肯定する人が五七パーセント、「部落の人を意識するケース」の中で「結婚する時」と答えた人が六三・四パーセントとなっている。

ところで、「意見書」が、「身分的障壁を取り除き、社会的な交流を拡大する方向へと進んでおり、こうした変化は、部落解放の客観的条件が大きく成熟してきていることを意味している」と述べるのは、きわめておかしなことだといわざるをえない。

なぜなら、自由法曹団大阪支部は、かつて大阪府議会において「部落差別調査等規制等条例」が制定される前に、その反対論を展開していたが、その要旨は「差別意識を解消し、差別事象をなくしていくためには、教育と啓発によるべきであり、罰則を含む法的規制は、差別意識を内向化させ、隠微な差別に転化させるもので、差別の解消という目的の達成をかえって遅らせることになる」ということであった。そして、当時、私も反論したが、その「規制条例」は制定された。彼らの主張が正しかったのであれば、今頃「部落解放の客観的条件が大きく成熟」するはずはなく、「差別意識が内向化し、隠微な差別に転化して、差別の解消という目的の達成をかえって遅らせることになる」はずであった。しかし今回の意見書は、「規制条例」が制定されているにもかかわらず、まったくちがうことを主張している。まさに、「反対する」という結論が先にあって、その時々都合によって理由を後からくっつけているといえるだろう。

差別落書きは差別ではないのか

次に「意見書」において、差別事件の現状認識についても誤った主張が展開されている。

「意見書」は、泉佐野市同対策部人権啓発課が作成した「泉佐野市における差別事象の概要」を取り上げ、「昭和六三年から五年間に発生したという一五件の『差別事象』」を指摘し、「右一五件内一一件が行為者が不明の『落書き』であり、しかも市役所、パチンコ店、スーパーのトイレという限られた場所におけるものであり、その目的は全くわからないものである」と述べている。

「行為者が不明の『落書き』」であれば差別事象ではないとしたいのであろうか。たとえ「行為者が不明」であっても行為者がいないということではなく、差別行為者がいるからこそ、事件が発生するのであり、行為者のその行為と意識、そして差別落書きをされた側の心の痛みは、たとえ落書きを消しても消すことはできないのである。また、あらゆる犯罪事件において行為者が最初から判明しているというのは現行犯以外にない。殺人事件やその他の犯罪事件で「行為者が不明」であれば、軽視されるということなのだろうか。

さらに「市役所、パチンコ店、スーパーのトイレという限られた場所におけるものであり」となっているが、いったい何をいいたいのであらうか。意味不明であるが、そのような場所で発生したことが、差別落書き事件を免罪するといいたいのであらうか。いったいどのような場所で発生すれば自由法曹団大阪支部は差別事件として取り上げるのか聞かせていただきたい。また「限られた場所」という規定であるが、いったいどのような場所で発生すれば「限られた場所」ではないのか教えていただきたい。たとえば、傷害事件が「市役所、パチンコ店、スーパーのトイレという限られた場所」で発生すれば、問題はないということなのだろうか。

続けて「意見書」は、「その目的は全くわからないものである」と述べている。たしかに差別落書き行為者に聞かなければ詳細な目的はわからないのは当然であるが、「目的」がわからないから軽視するのであろうか。どのような

犯罪事件も行為者が判明するまでは、どのような「目的」で行われたのか推測の域を出ないのである。要するに「その目的は全くわからない」段階からはじまるのである。それを差別落書き事件に関してのみ「その目的は全くわからない」から差別ではないといいたいのであらうか。まさに、行為者不明の差別落書き事件を「差別事件」にしたくないという結論が先あって、後からその結論を引き出すためにこじつけた屁理屈といわざるをえない。

くり返しになるが、差別落書きは消去できても、差別落書きの行為者と書かれた者の「心」は、簡単には消去できないことを強調しておきたい。

一九八三年九月、朝日新聞の読者の「声」の欄に掲載された「落書きにみた差別の根深さ」というタイトルの投書で大阪府堺市に住む三十九歳の男性が次のように書いている。「団地のエレベーターに中学生くらいの幼い文字でびっしり落書きしてあり、中学二年の息子を名指して、民族差別の言葉が書かれていた。一瞬、心臓から冷たい汗がしたり落ちた。息子に、在日韓国・朝鮮人の生徒がいるのかと聞くと、知らないという。日本人が日本人をさげすむ時にさえ、民族差別の言葉が生きている。しかも、正しい歴史のないきさつを理解しているとは思えない幼い世界にまで生きている。そのあからさまな差別感覚と無知が悲しい。・・・」

しかし、この「心臓から冷たい汗がしたり落ちた」差別落書きも、「意見書」でいうように、「行為者が不明の『落書き』であり、しかも市役所、パチンコ店、スーパーのトイレという限られた場所におけるそれであり、その目的は全くわからないものである」と一蹴するのであろうか。部落差別をはじめとしたあらゆる差別の重要な問題の一つに差別意識や偏見の問題、つまり「心」の問題が存在している。被差別の側にいる者の精神的な苦痛が理解できない者に、部落差別の正しい現状認識ができるのであろうか。自由法曹団大阪支部にあらためてお聞きしたい。先に紹

介した投書の主のように「心臓から冷たい汗がしたたり落ちた」と感じるのはおかしいことなのか。

多発している部落差別事件

ところで、「意見書」の部落差別の現状認識の一面的なとらえ方による誤りを明確にするために、近年、大阪府内で発生し、集約・確認された部落差別事件を紹介する。

一九八五年から九二年に発覚した差別事件は、八五年三百六十一件、八六年に四百四十六件、八七年に三百十九件、八八年に三百四十四件、八九年に三百二十三件、九〇年に三百五十五件、九一年に二百五十九件、九二年に二百四十九件と、この八年間での総数は二千六百十六件となっている。

しかし、一九九〇年五月に行われた「大阪府同和地区生活実態調査」結果の中で「一番印象に残っている被差別体験の時期」を「この五年以内」とした人が三一・四パーセントにものぼっており、差別を受けた時の対処として、五二・七パーセントがだれにも相談しなかったとし、泣き寝入りを余儀なくされている。人権擁護行政に相談した人は、わずかに一・五パーセントにすぎず、運動団体への相談も七・九パーセントと低く、先に紹介した二千六百十六件の部落差別事件も、永山の一角にすぎないことを示している。なぜなら私たちが集約・確認できる事件は、「行政」に相談した一・五パーセントと運動団体へ相談した七・九パーセントのあわせて九・四パーセントにすぎないからである。それとともに、この調査は部落内に居住する人びとを対象にしており、部落外居住の部落出身者は調査対象に入っておらず、さらに部落出身者不在の部落差別事件が部落差別の身元調査を中心に多数発生していることをふまえるなら、集約された数と実際に発生している数との間には大きな開きがあるといえる。

そのことを端的に示したのが、八五年に発覚した戸籍不正入手密売事件である。数人が弁護士法違反や行政書士法違反、有印私文書偽造などで逮捕されたが、そのうちの一人で結婚調査を専門にしていた牧之瀬氏は次のような趣旨のことを述べている。

「八〇年から八五年までの約五年間、毎月約三十件の依頼があり、五年で部下も使って千八百もの身元調査をおこない、その間に架空の人物（山本照男という名前）の名を使って不正に入手していた戸籍の数は、少なく見積もっても三千枚以上で、その調査依頼のうち、部落出身者か否かを問われたものを含んでいたものが八〇パーセントから九〇パーセントもあった」

同様の戸籍不正入手事件は九〇年九月一日の読売新聞紙上にも報道されている。

また、この種の事件の根深さを示す結婚差別事件も後を絶っていない。

一九九〇年に発生した「貝塚結婚差別事件」では、八七年頃から結婚を前提として交際していたA君とBさんに対して、その仲を引き裂くために、きわめて巧妙な手口でBさんの身内になりました犯人が部落差別を利用して、以下のような手紙を匿名で関係者に多数送り付けている。

「〇〇様へ、私はBの縁者のものです。AさんとBの交際についてはかねてから聞いておりました。Aさんが〇〇に勤めておられると聞いて安心していました。ところが、念のために興信所を使いAさんの身元調査を行いましたところ、Aさんの家系の中に思わしくない箇所がいくつも出てまいりました。私どもは非常に驚いたのでございます。Aさんの母方の出は和歌山の部落の出である（後略）」

というもので、これらの手紙がきっかけとなって、その後、複雑な経過をへて、A君とBさんは別れることになっ

たのである。

不動産業界での差別事件

この他にも多様な事件が発生しており、不動産業界でも差別事件が多発している。不動産会社どうしやお客さんと物件を売買するときに、部落や部落の周辺、部落と校区をともしする地域は、値段が安くなったり、部落のことを隠語として「ゼロ番地」と呼んだりしていることが明らかになっている。

このような証言にもとづいて、大阪府の建築部建築振興課が業界の協力を得て行った不動産売買に関する「人権問題についてのアンケート調査」では、「取引物件に関して、同和地区であるかどうかの質問を受けたことがありますか」との問いに、七千七百十三（全業者の四九パーセント）の回答業者のうち、府民や他の宅地建物取引業者から質問があったと回答した業者が四一パーセントにのぼっている。この数字は、部落の存在しない行政区で営業している業者も存在していることをふまえるなら、きわめて高い割合であるといわざるをえない。さらに「取引物件に関して同和地区である、あるいは同じ小学校区であるという理由で取引が不調になったことがある」と回答している業者も多数にのぼっている。成立した場合でも「同和地区であるという理由で物件価格に影響したことがありますか」との問いに、「ない」とした業者は二四・九パーセントと全体の約四分の一しか存在しない反面、「ある」とした業者は三二・三パーセントで、「わからない」が四〇・〇パーセントと高い比率になっている。このような現実が背景となつて、不動産売買をめぐる事件が続発したのである。

一九八九年十二月十六日に大阪府大東市の同和対策部にかかった電話によって発覚した差別事件は、T氏（当時大

阪市内に在住」と福屋工務店社員K主任によってひきおこされた。

K主任は、T氏が他の不動産業者Iから紹介された物件を購入し、自身の斡旋した物件を断られたため、I不動産の物件に対して「そこは近くに部落があるのはご存じですか」「教育レベルが低い」「子どもの出生地ということが引かかる」「そういう問題があるので将来（値段が）あがらない」などと発言している。

この種の事件とともに、紹介した「アンケート」が如実に示しているように、不動産取引における部落差別事件の悪質さとその背景の根深さは、今日の部落差別の現状を顕著に物語っている。

いくつかの不動産取引における差別事件の当事者が語っているように、「同和地区であれば、人が嫌がるので、高く売ることができず、将来値段があがらない」といった現実が存在していることである。つまり「アンケート」結果にも示されているように、「同和地区・地区周辺・・・の不動産を売却する時は、他地区と比べて価格は一般的に安く取引されている」（事件当事者の証言）という経済格差が厳然と存在しており、その格差を生み出す前提となっている「同和地区であれば、人が嫌がる」「子どもの出生地ということが引かかる」といった証言が示すように、強い差別意識が事件の背景として存在している。

個人の生涯において、人間関係でもっとも強い結びつきの一つに結婚があり、その際におこる結婚差別の実態も今日の本音のレベルにおける部落差別の根深さを顕著に示す事例だといえるが、同じく人生において個人としての経済活動のなかでもっとも高額なものであり、自身の居住地を決定するものは不動産にかかわることである。その意味でも差別意識が端的に表現されているといえる。

「意見書」の実態把握は一面的

以上のような状況を詳細に分析するならば、「意見書」のいうよに「部落差別は基本的に解消の方向にすすんでいく。(中略) また職業の自由、居住移転の自由、結婚の自由などの否定という事態も大きく減少するなど、身分的障壁を取り除き、社会的な交流を拡大する方向へと進んでおり、こうした変化は、部落解放の客観的条件が大きく成熟してきていることを意味している」といった認識が、いかに一面的であるかがわかる。だから「意見書」は、一方でその一面性を糊塗するために「もちろん、こうした事態の変化が、部落差別が全てなくなったことを意味するものではなく、現在も部落差別という事態が存在していることは客観的事実である」と述べざるをえなかったのである。

本来なら「客観的事実として部落差別が存在している」と考えるなら、これを撤廃するために、法的枠組みを作り上げることが、その一つとして提案されて当然である。しかし、「条例」反対が結論として先に設定されている誤った考え方からは、八五年に制定された「大阪府部落差別身元調査等規制等条例」への非難と同様に、「条例」制定が「部落差別解消に逆行するものである」ということになってしまっているのである。

以上のように、「意見書」の部落差別の現状認識は、今日の部落の低位性を含んだ多様な実態と多くの意識調査結果にみられる差別意識や偏見の実態を正確に反映したものにはなっておらず、一面的にすぎるといえる。また、今回の「意見書」の主張と八五年の「規制条例」への反対論を重ね合わせてみるならば、先にみたようにその誤りはいっそう明確である。

「条例」は差別解消に逆行するか

「意見書」における第二の重大な誤りは、「条例」制定が部落差別解消に逆行するという主張である。

「意見書」は、「条例案は、(中略)部落問題を半ば恒久的に固定化するものであり、市の行う同和施策に対する市民の自由な意見交換や批判をも法的に圧殺する、重大な人権侵害条例案と言わざるを得ない」と述べている。

「条例」は部落問題を固定化するか

まず、「条例」を制定することが、「部落問題を半ば恒久的に固定化することになる」という主張であるが、こうした主張が正しいならば、差別を撤廃するためのあらゆる法制度は、「恒久的に固定化する」ことになってしまう。どのような法律も、時代に合わなくなり、役割を終えたら、改正されたり、廃止される。それは今回の「条例」も同様である。「意見書」は「部落差別が着実に解決に向かっている現状において」という前提をつけているが、長期的にみるならば、あらゆる差別は法制度の制定などによって「着実に解決に向かっていく」といえる。そして、今後もその流れを確実にし、促進するために法制度が必要なのである。また、そのことが差別撤廃にとって効果的であることはすでに実証されているし、多くの公式文書で述べられている。

その根拠の第一は、八五年に大阪府で制定された「規制条例」である。

「意見書」のいうように「法規制は逆に、差別意識の潜在化、固定化をすすめ、部落差別を固定化しかねない」のであれば、「規制条例」が施行されて十年も経過しておれば、すでに部落差別が固定化していなければならぬが、「意見書」は「部落差別が着実に解決に向かっていく」と述べている。この矛盾をどう説明するのか聞きたいものである。「意見書」も認めざるをえないように、少なくとも「規制条例」制定が部落差別の固定化にはつながっていない

いということはこの十年間の事実が明確に実証している。

その根拠の第二は、国際人権保障システムにおいて、種々の差別撤廃条約を制定することによって、差別撤廃を促進しようとしていることである。

たとえば、国際人権規約（B規約）では、第二〇条二項で「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人権的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」とし、第二六条で「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する」と明記されている。

この考え方は、人種差別撤廃条約や女性差別撤廃条約でも同様である。人種差別撤廃条約の第三条に「当事国は、特に、人種的隔離及びアパルトヘイトを非難し、また、その管轄下の領域におけるこの種のすべての慣行を防止し、禁止かつ根絶することを約束する」と記されているが、この条項によって、アパルトヘイトが潜在化、固定化したという事例はどこにもない。逆に、南アフリカに代表されるように、この条項やその他の取り組みによって、差別撤廃にむけて前進しているといえる。

つまり、「意見書」の主張は、国際人権法の精神にも逆行し、その成果をも無視したものになっているといえる。

法が意識に与える積極的影響

その根拠の第三は、「同対審査申」である。

答申は、「同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない」としたうえで、『差別事象』に対する法的規制が不十分であるため、『差別』の実態およびそれが被差別者に与える影響についての一般の認識も稀薄となり、『差別』それ自体が重大な社会悪であることを看過する結果となっている」と指摘し、具体的方策として、「Ⅰ 差別事件の実態をまず把握し、差別がゆるしがたい社会悪であることを明らかにすること」「Ⅱ 差別に対する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること」を提起している。この精神と具体的指摘からは、法制度の必要性と重要性を理解することはできても、法制度によって部落差別が潜在化し、固定化するというのはでてこない。むしろ、このような考え方が「同対答申」から逆行していることを示している。

その根拠の第四は、これまで述べてきたこととも関連しているが、法制度が人びとの意識に与える積極的影響を「意見書」は無視している点である。

「意見書」は、「実態的差別状況の改善が着実に進んでいる中で、いわゆる心理的差別を解消していくことは国・自治体のみならず国民的な課題であることは明らかである。しかしそれは、法律や条例で『禁止』や強制をすることによってもたらされるという単純な性格ではなく、同和問題について自由な意見交換のできる環境づくりと啓発によってこそ可能となるものである」と述べている。

たしかに、差別意識の撤廃は、法律や条例の制定で解決されるという単純な性格ではなく、啓発・教育などの幅広い取り組みが必要である。しかし、そのことは法制度が差別意識に与える影響を軽視するものであってはならない。国際法学者のオズカー・シャクターもすでに指摘しているように、「法は人の行為を変え、行為は人の態度を変え、

さらに意識を変えろ」という面を見落としてはならない。つまり、法制度が社会的差別意識総体に対してどう機能するかを正確にとらえるならば、その積極的影響は明らかである。八五年に制定された「規制条例」によって、調査業者や「規制条例」を認知している府民の意識のなかに積極的影響をみることができるのは、その証左だといえる。

ところで、「意見書」において「(心理的差別の解消は)自由な意見交換のできる環境づくりと啓発によってこそ可能となる」と主張しているが、今回の「条例」制定過程において、だれが「自由な意見交換」を阻害しているかが明らかとなった。「泉佐野市部落差別撤廃・人権擁護に関する検討委員会」において、「条例」制定の必要性を支持する意見が大勢となってくると、自らの主張を無理やりにも通すために、検討委員や市会議員の自宅に押しかけたり、毎日のように電報などを各々の委員や議員のところに、それぞれ数十通ずつ送りつづけているというのは、きわめて異常な事態だといわざるをえない。委員の中には、「これでは自由に発言できない」とコメントを発する人もいた。いったいだれが部落差別撤廃にむけた「自由な意見交換」を圧殺しているかは明らかである。

自由な意見交換を阻害するか

次に、この問題とも関連して、「意見書」は、「条例案の制定は、部落問題についての自由な意見交換を阻害する新たな障害となることを避けられない」と主張している。これも、八五年「規制条例」制定時と同様の主張で、反論するまでもなく、「規制条例」制定後の十年が、その誤りを明確に実証している。(「拙稿」三周年を迎えた部落差別調査等規制等条例)『ヒューマンライツ』七号 一九八八年十月 (社) 部落解放研究所 参照) しかし今回の「意見書」も、これが「法律専門家の立場から」出されたものかと疑いたくなるような歪曲した解釈のもとになされてい

るため、それが一般市民の部落問題と「条例」の理解に悪影響をおよぼす可能性があることをふまえ、あらためて反論する。

「意見書」は、「条例案は、(中略)第三条に『市民の責務』を規定する。この条例案の制定が我が国法上断じて許されないものであることは、この条項に集約されている、といってよいだろう。即ち、条例案第三条は、『すべて市民は(市の同和施策)に協力する』との義務を規定し、更に『すべて市民は……あらゆる差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする』と規定し、もって泉佐野市の行う同和施策に対し、結局盲目的に服従することを強いるものであるからである」と主張している。

この主張だけを見るならば、泉佐野市では、今後部落問題について意見交換をすることができないように認識してしまうことになる。このような誤った非難こそ、「部落差別解消に逆行」していることを認識すべきである。なお、「意見書」は、「同和」施策に無批判に服従することを「盲目的」と表現しているが、このような差別的な比喻はやめるべきだろう。

「意見書」の主張に戻ろう。彼らが「国法上断じて許されない」と主張する「条例」第三条は、本当に「泉佐野市の行う同和施策に対し、結局盲目的に服従することを強いるものである」のかということである。もし、それが真実なら、表現の自由を定めた憲法第二一条に反することになるが、これはまったくちがう。

まず条例第三条(市民の責務)では「すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする」と明記されている。しかし、「意見書」では『すべて市民は(市の同和施策)に協力する』との義務を規定し」と非

難している。まさに詐欺的非難といわざるをえない。彼らの都合のいいように「市の同和施策」という文言を勝手に挿入し、「義務を規定」したとしているのである。法律専門家でなくとも、条文を読めば「義務規定」ではなく「努力規定」であることがわかる。それを、あたかも「義務規定」のように表現することは許されない。また、彼らが「市の同和施策」と勝手に置き替えたのは、条文では「相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策」となっている。それがなぜ「市の行う同和施策に対し、結局盲目的に服従すること」になるのか、まったく理解に苦しむ。彼らが勝手に作上げた架空の条例を批判するならそれでよいが、当時、現実に制定されようとし、実際に制定された「条例」を批判するのであれば許されないことである。

「義務規定」でなく「努力規定」

この「条例」が「国法上断じて許されないもの」であるなら、多くの法律や条例も許されないであろう。問題は、どのような事柄に対して努力規定を置いているのかということである。たとえば、手ぬるい努力規定が目立つ男女雇用機会均等法の第三条に「女子労働者は、労働に従事する者としての自覚に下し、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、これを職業生活において発揮するように努めなければならない」との努力規定が置かれているが、これも「意見書」のように解釈するならば、女性労働者が、能力開発をその成果を職業生活に発揮するように強いられることになってしまう。そのような解釈が誤りであることは明白である。今回の「条例」の努力規定の内容は、先の第三条に示した内容なのであり、「市の同和施策」という短絡的なものではない。さらに「市の同和施策」は、市議会において、部落差別を撤廃するためにどのような「同和」施策が必要か、市議会議員の自由な質問によって討論され

たうで決定され、執行されるものである。つまり、さまざまな意見交換をふまえたうで、市議会において決定されたものなのである。それを、あたかも何の議論もなしになされているかのように非難することこそ、自らの主張以外は、認めないということになるのではないだろうか。

さらに、第三条の「自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする」との努力規定は、「国法上断じて許されないものである」のではなく、憲法第一四条の「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信託、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」という規定を実質化したものなのであり、先に紹介した国際人権規約（B規約）や人種差別撤廃条約、「同対審答申」の内容の条例における具体化であるといえる。

自由法曹団大阪支部も「法律専門家」であるなら、恣意的な解釈を排して、正確に反論すべきである。

また、「意見書」は「本条例を制定したならば、それは部落解放同盟の暴力的確認・糾弾路線に『法的根拠』を与え、解同による市民に対する『差別狩り』の横行すら生じさせる危険すら孕むといえよう」と主張しているが、どこにそのような「法的根拠」があるのか、まったく理解できない。まして、今回の「条例」は法的規則や罰則も盛り込まれておらず、あくまで努力目標を示したものであることをふまえる必要がある。

「条例」は特別施策を永続化するか

「意見書」における第三の重大な誤りは、その中で、「本条例制定により今後も同和施策を特別施策として半ば永

続的に続けることを規定しようとするものである」と述べている点である。

もし「同和施策を特別施策として半ば永続的に続けること」をめざしたのであれば、「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」ではなく、「同和对策事業特別措置条例」の制定をめざしていたといえる。そのような条例制定要求はしていない。なぜなら、条例制定の基盤となる精神は、特別施策の存続ではなく、真に部落解放を展望して、今何が必要かといったところにあるからである。それは、現行の「同和」対策事業のいくつかの「廃止」提案をも含めた大胆な改革を推進していることから明らかである。特別施策の永続化をねらっているのであれば、「廃止」提案も含めた改革などするはずもない。

本来、「同和」対策事業は一般対策のなかで実施されるべきものである。それが、一九六〇年代、七〇年代の部落の劣悪な実態と「同対審査申」の「問題の解決は焦眉の急を要するもの」とする認識のもとに、一般対策を補完する特別対策として実施されてきたのである。その意味からいっても、「同和」対策事業が永久に続くことなどありえないし、それは正しくない。それとともに、「同対審査申」でも明記されているように、「(同和行政は) 過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」といった認識が必要なのである。特別施策もそれが不要でなくなった時点で廃止するのは当然のことであるし、部落差別が完全撤廃されれば「同和」行政は必要ないのである。

今回の「条例」は、これまでの国のレベルで作られてきた「事業特別措置法」のように特別措置としての「同和」行政を主眼にしたものではなく、あくまでも、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃を中心にすえた「条例」なのである。それは「条例」第一条(目的)からも明白である。

差別撤廃をめざす条例

また「意見書」において、「条例」第一条と第四条を「同和施策を特別施策として半ば永続的に続ける」根拠としているが、これも誤りである。「条例」は、第二条（市の責務）では、「市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする」とし、第四条（施策の総合的かつ計画的推進）で、「市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護の施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする」と明記している。この二つの条項も、あくまで「努力規定」であり、その目的も「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため」なのである。条文のどこにも、特別施策として「同和」施策を永続化する趣旨は含まれていないし、立法趣旨もまったくそのようなものではない。それを恣意的な解釈で歪曲して、反対宣伝を執拗にくり返すことが、まさに「部落差別解消に逆行」することになることを指摘しておきたい。

人為的な垣根をつくるか

最後に「意見書」において「今回の本条例制定の動きは、まさに部落と部落外に人為的な垣根を新たにつくるもの」との主張があるが、もし今回の「条例」がそうであるなら、あらゆる差別問題にかかわる法制度は、被差別者とそれ以外の人びととの間に人為的な垣根をつくることになるであろう。また、この「条例」もあらゆる差別を対象にしているから、部落だけでなく、あらゆる差別について垣根をつくることになるのであろうか。このような

幼稚な議論が許されるなら、国際的な差別撤廃諸条約も、国内におけるその種の法制度もすべてムダで、差別撤廃と逆行することになってしまう。いったい今回の「条例」のどの条項に、「部落と部落外に人為的な垣根」をつくる根拠があるのか示していただきたい。

さらに、「意見書」は、「本条例案は、部落解放同盟の要求に屈服したものと主張しているが、「条例」制定要求は部落解放同盟だけの要求ではない。市PTAをはじめとした各種団体や事業所同和問題連絡会、労働組合など、広範な人びとが結集した「条例制定をめざす会」などが中心となって制定運動が推進されてきたのであり、圧倒的な署名とともに泉佐野市民の多数の声の総意が「条例」制定を実現したのである。市民の誠実な世論を反映した市政が民主的な市政であり、それを市民の「要求に屈服した」としか表現できない「意見書」の感覚を疑わざるをえない。

以上、「意見書」の主要な三つの誤りを中心に反論を述べてきたが、その他にも多くの問題点が存在している。それらの点については別の機会に反論したい。

最後に、部落差別を撤廃するための条例が制定されれば、第一に地域状況に即した独自の同和行政の施策づくりの契機となるとともに、事業の市全体のプランとの一体性を持った計画化が促進されることになる。第二に地域における人権法規範形成の一つの試みになるとともに、住民の意識向上を計りつつ合意をつくっていく契機になる。第三に、国との関係において、同和行政における自治体の政策主体性を強める契機となるであろうことを指摘しておきたい。